

## 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の活用及び空家発生の抑制に資するため、予算の範囲内で高松市安心あんぜん住宅事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が、市内において、居住を目的として建築し、又は購入したものであって、現に居住等をしていない専用住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 空家であった住宅 空家であったもので、第5号に掲げる利用者が現に所有している専用住宅又は併用住宅をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却を希望する当該空家の所有者等の申込みに基づき、又は当該所有者等の同意を得て収集した空家に関する情報を、移住希望者等に対して、紹介することを目的として空家に関する情報を登録し、及び提供する制度をいう。
- (4) 所有者等 空家に係る所有権その他の当該空家の売却を行うことができる権利を有する個人（次号に掲げる利用者を除く。）及び法人その他の団体をいう。
- (5) 利用者 空家バンクを利用することにより、その空家を購入した個人をいう。
- (6) 状況調査 既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）の規定に基づき当該基準に規定する既存住宅状況調査技術者（別表第2において「既存住宅状況調査技術者」という。）が行う既存住宅状況調査をいう。
- (7) 既存住宅売買瑕疵保険 住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下同じ。）が販売する既

存住宅売買瑕疵保険に加入した者が、当該既存住宅の購入者に対し、当該保険の対象部分の隠れた瑕疵につき瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負う場合において、これらの責任の履行により受けた損害に対し保険金が支払われる保険契約をいう。

(8) 保険料等 既存住宅売買瑕疵保険の保険契約者が、住宅瑕疵担保責任保険法人に対し支払う保険料金、検査料金、特約部分の追加検査料金及び書類審査手数料をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 既存住宅状況調査事業（次条に規定する補助対象物件の状況調査を行う事業をいう。以下同じ。）

(2) 既存住宅売買瑕疵保険加入事業（次条に規定する補助対象物件の売主又は購入者の依頼による既存住宅売買瑕疵保険への加入、又は売主による既存住宅売買瑕疵保険への加入を行う事業をいう。以下同じ。）

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる空家又は空家であった住宅（以下これらを「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 第7条の規定による補助金の交付の申請の日において、空家バンクに登録されている空家（補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年間空家バンクに登録されていることが可能な空家（当該期間内に売買契約が成立した空家を除く。）に限る。）、空家バンクに登録されていた空家（空家バンクに登録されていたことにより売買契約が成立した空家に限る。）又は空家であった住宅（当該住宅の利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上当該住宅に居住する意思があるものに限る。）であること。

(2) 所有者等が補助金の交付を受けた日後3年以内に、その補助対象物件である空家を3親等内の親族又はこれと同等と認められる者に売却しようとするものでないこと。

(3) 別荘（毎月1日以上居住の用に供するもの以外のもので、かつ、専ら

保養の用に供するものをいう。)でない物件であること。

(4) 過去にその空家を当該補助金の対象として交付を受けていない物件であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象物件の所有者等

(2) 当該年度に補助対象物件について売買契約を締結した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者とはしない。

(1) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から購入する利用者

(3) 第7条第1項に規定する補助金の交付の申請の日において本市の市税を滞納している者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助金の交付の対象者として適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の交付の制限については、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本事業に要する経費のうち、国、香川県又は本市の他の制度による補助を受けることとなった経費は、補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、既存住宅状況調査事業に係る補助金の場合にあっては当該状況調査に係る結果報告を受けた日が属する年度の3月31日までに、既存住宅売買瑕疵保険加入事業に係る補助金の場合にあってはその保険期間の初日が属する年度の3月31日までに行わなければ

ならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付決定通知書(様式第2号)及び高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付指令書(様式第3号)により、適当でないとき、補助金の交付をしないことを決定し、高松市安心あんぜん住宅事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付指令の通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付請求書(様式第5号)により市長に補助金の交付の請求を行い、市長は当該補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 誓約書の内容に違反したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(高松市補助金等交付規則の適用)

第 1 1 条 第 6 条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付手続等において必要な書類等の整備、検査等については高松市補助金等交付規則（昭和 5 4 年高松市規則第 1 2 号）の規定を適用する。

（委任）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号及び様式第 6 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表第1（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	交付の制限
既存住宅状況調査事業	状況調査に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5万円を上限額とする。	同一年度内においては、補助対象者1人につき補助対象物件3戸を限度とする。
既存住宅売買瑕疵保険加入事業	次のいずれかに該当する経費（消費税及び地方消費税を含む。） ア 所有者等が宅地建物取引業者の場合は、既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する保険料等 イ 所有者等が個人の場合は、当該個人の依頼により既存住宅売買瑕疵保険の被保険者となる状況調査を実施する事業者に対し支払う保険料等の額に相当する額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5万円を上限額とする。	同一年度内においては、補助対象者1人につき補助対象物件3戸を限度とする。

別表第 2 (第 7 条関係)

補助対象事業	添付書類
既存住宅状況調査事業	<p>(1) 誓約書(様式第 6 号)</p> <p>(2) 補助対象物件について所有権その他の当該補助対象物件の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類(申請者が所有者等である場合に限る。)</p> <p>(3) 売買契約書の写し(申請者が利用者である場合に限る。)</p> <p>(4) 申請の対象である補助対象物件に係る状況調査の検査(調査)報告書の写し</p> <p>(5) 申請者が、状況調査を行う事業者又は状況調査の実施の仲介をした宅地建物取引業者に対し当該状況調査に要した費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類                      ア 請求書及び領収証の写し                      イ 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>(6) 状況調査を実施した既存住宅状況調査技術者に係る既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書等の写し</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
既存住宅売買瑕疵保険加入事業	<p>(1) 誓約書(様式第 6 号)</p> <p>(2) 補助対象物件について所有権その他の当該補助対象物件の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類(申請者が所有者等である場合に限る。)</p> <p>(3) 売買契約書の写し(申請者が利用者である場合に限る。)</p> <p>(4) 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券の写し</p> <p>(5) 住宅瑕疵担保責任保険法人又は被保険者となる状況調査を実施する事業者若しくは既存住宅売買瑕疵保険の加入の仲介をした宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等の額に相当する額を支払ったことを確認することのできるこれらの者が交付した次のいずれかの書類                      ア 請求書及び預貯金通帳の写し                      イ 請求書及び領収証の写し                      ウ 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書

年度において高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けたいので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象物件の所在地	高松市	
補助対象物件の所有者	（住所） （氏名） （電話番号）	
補助対象物件の種類	一戸建て住宅・共同住宅・その他（ ）	
補助対象経費	既存住宅状況調査事業	円
	既存住宅売買瑕疵保険加入事業	円
補助金交付申請の額	既存住宅状況調査事業	円
	既存住宅売買瑕疵保険加入事業	円
国、香川県又は本市の他の補助金の受給状況（予定を含む）	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り （有りの場合、次の項目を記載） （補助金の名称） （受給（予定）日） 年 月 日 （補助対象経費） 円 （補助金の額） 円	
同意事項（右欄を確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れる）	<input type="checkbox"/> 申請に当たり、市において私の住民票及び市税の納付状況を確認することに同意します。	

注

添付書類については裏面に記載しています。御確認のうえ、必要とされている書類を、この申請書に添えて提出してください。

【添付書類】

添付書類	事業名	既存住宅 状況事 業調査	既存住宅 売買保 険加入 事業
(1) 誓約書（様式第6号）		○	
(2) 補助対象物件について所有権その他の当該補助対象物件の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（申請者が所有者等である場合に限る。）		○	
(3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。）		○	
(4) 申請の対象である補助対象物件に係る状況調査の検査（調査）報告書の写し	○	×	
(5) 申請者が、状況調査を行う事業者又は状況調査の実施の仲介をした宅地建物取引業者に対し当該状況調査に要した費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び領収証の写し イ 請求書及び銀行振込控えの写し	○	×	
(6) 状況調査を実施した既存住宅状況調査技術者に係る既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書等の写し	○	×	
(7) 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券の写し	×	○	
(8) 住宅瑕疵担保責任保険法人又は被保険者となる状況調査を実施する事業者若しくは既存住宅売買瑕疵保険の加入の仲介をした宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等の額に相当する額を支払ったことを確認することのできるこれらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び預貯金通帳の写し イ 請求書及び領収証の写し ウ 請求書及び銀行振込控えの写し	×	○	
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		○	

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金の決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (4) 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第3号（第8条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第4号（第8条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市安心あんぜん住宅事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付については、次の理由により交付できませんので、高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付できない理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付請求書

年 月 日付け高松市指令 第 号により交付指令のあった高松市安心あんぜん住宅事業補助金について、次のとおり高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求金額	円
------	---

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・ 支所・出張所 店番（ ）								
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号								
口座名義人	(フリガナ)									

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

誓 約 書

高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 申請の補助対象物件は別荘でない物件であること。  
（所有者等である場合）
- 3 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けた日から起算して、当該補助対象物件を引き続き 3 年間空家バンクに登録すること（当該期間内に売買契約が成立した場合を除く。）。
- 4 空家バンクに登録されていた空家（空家バンクに登録されていたことにより売買契約が成立した空家に限る。）であること。
- 5 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けた後 3 年以内に、その補助対象物件である空家を 3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者に売却しようとするものでないこと。  
（利用者である場合）
- 6 高松市安心あんぜん住宅事業補助金の交付を受けた日から起算して、3 年以上当該住宅に居住すること。
- 7 補助対象物件の売買契約について、3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者との間によるものでないこと。